

医療機関等を対象とした国庫補助事業 概要

■ 対象事業

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 医療施設等施設整備費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 2 医療施設等設備整備費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 3 医療提供体制施設整備交付金 | 交付対象事業の一部 |
| 4 医療提供体制推進事業費補助金 | 交付対象事業の一部 |
| 5 医療施設運営費等補助金 | 交付対象事業の一部 |

■ 説明

- この資料は、以下の交付要綱から抜粋したものです。
 - 「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」
 - 「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」
 - 「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
 - 「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」
 - 「医療施設運営費等及び中毒情報基盤整備事業費の補助金交付要綱」
- 各要綱に基づく事業のうち宮城県が補助金を交付する対象となり得る主な事業に限定して掲載しています。
- 宮城県ホームページの下記ページに各要綱等を掲載していますので、必要に応じて御参照いただき、要件や基準等の詳細を御確認ください。
- 同ページには、調査票回答様式の電子ファイルも掲載していますので、ダウンロードして御利用ください。
- 不明な点や質問等がございましたら、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

<宮城県ホームページ内 医療政策課ページ>

トップページ > 組織でさがす > 医療政策課 > 医療施設等に対する補助制度のご案内
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/tiiki040.html>

■ お問い合わせ先

宮城県 保健福祉部 医療政策課 地域医療第二班

TEL : 022-211-2617

FAX : 022-211-2694

メール : tiikii2@pref.miyagi.lg.jp

医療施設等施設整備費補助金概要（令和4年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
	独法	公立	公的	民間				
(1) へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	診療所	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	へき地診療所の新築、増築、改築、改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費等及び買収に要する経費
						へりポート	79,442千円	
(3) へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3	—	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等
(4) 研修医のための研修施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡(1,000㎡を限度) (2) 増築・改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積	研修棟の新築、増改築に要する工事費等
(5) 臨床研修病院施設整備事業	△	×	×	○	1/2	—	500㎡	外来診療棟(臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。)の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等
(11) 死亡時画像診断システム施設整備事業	○	○	○	○	1/2	—	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 36,608千円 (2) 解剖室整備の場合 90,860千円	死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費等
(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 ※関係医療機関へ別途意向調査を実施	○	○	○	○	1/2ほか	—	(スプリンクラー) 対象面積1㎡あたり 通常型 19.9千円 水道連結型 19.2千円 パッケージ型 23.2千円 消防法施行令適用 22.6千円 (自動火災報知設備) 1施設あたり 1,050千円	スプリンクラー等整備のために必要な工事費又は工事請負費
(14) 院内感染対策施設整備事業	○	×	×	△	1/3	—	1室あたり 13,506千円 ※空調設備を整備する場合は、30,738千円加算	感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費
(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	×	○	×	△	1/3	—	対象の長さ1m当たり 80千円(30mを限度)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

△…(間接)補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

医療施設等設備整備費補助金概要（令和4年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間				
(1) へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	1/2	医療機器整備費	16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費
(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業	×	○	○	×	1/2	患者輸送車	（マイクロバスの場合）1台当たり 2,829千円 （ワゴン車の場合）1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車等の購入費
						患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費
						患者輸送用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費
						医師往診用小型雪上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費
(3) へき地巡回診療車（船）整備事業	×	○	○	×	1/2	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び積載する医療機器購入費
						巡回診療用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び積載する医療機器購入費
						巡回診療船	1隻当たり 9,081千円（中型は24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び積載する医療機器購入費
						歯科巡回診療車	1台当たり 3,738千円	歯科巡回診療用自動車及び積載する機器購入費
(8) へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	1/3	保健師用自動車	1台当たり 478千円	保健師用自動車購入費
(10) 遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	1/2	遠隔医療設備整備費	（遠隔病理診断） 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 （遠隔画像診断及び助言） 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 （在宅患者用遠隔診療装置）8,250千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業	△	×	○	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	○	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）7,857千円 （依頼側医療機関）7,857千円	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費
(16) ICTを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	○	○	○	○	1/2	情報通信機器	（支援側医療機関）20,000千円 （依頼側医療機関）10,000千円	モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニター、ディスプレイ等の購入費
(17) 死亡時画像診断システム等設備整備事業	○	○	○	○	1/2	医療機器整備費	1か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）

医療施設等設備整備費補助金概要（令和4年度）

事業区分	補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間				
(19) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	△	○	×	△	1/2	医療機器等整備費	71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費
(20) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	○	○	○	○	1/2	簡易自家発電装置等整備費	1台当たり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
(21) 遠隔ICU体制整備促進事業	○	○	○	○	1/2	情報通信機器	支援側医療機関 120,000千円 依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…（間接）補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。「－」は間接補助となる場合がないことを示している。

◎「へき地患者輸送車（艇）整備事業」及び「へき地巡回診療車（船）整備事業」については、「公立」又は「公的」医療機関による事業に限る。

医療提供体制施設整備交付金概要（令和4年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	種目等	構造別	単価	対象経費
		独法	公立	公的	民間							
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡		鉄筋コンクリート ブロック 木造	178,800 155,300 178,800	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	150㎡	鉄筋コンクリート	253,500	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等 CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等 SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							CCU	15㎡×心臓病専用病床数(2床を限度)				
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(2床を限度)				
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	△	×	○	○	0.33	—	49,856千円			ヘリポート整備に要する工事費等	
	(4) ヘリポート周辺施設整備事業	△	×	○	○	0.33	格納庫	174,607千円			ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備に要する工事費等 ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に要する工事費等 ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に要する工事費等	
							給油施設	109,961千円				
							融雪施設	109,961千円				
	(5) 救命救急センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	2,300㎡	鉄筋コンクリート	253,500	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等 ヘリポート整備に要する工事費等 SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等 小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等 CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等 重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等 救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							ヘリポート	79,442千円				
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度)				
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度)				
CCU							15㎡×心臓病専門病床数(4床を限度)					
重症外傷専門病床							15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度)					
補強	2,300㎡×44,100円											
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	150㎡		鉄筋コンクリート	253,500	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
(7) 小児初期救急センター施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	300㎡		鉄筋コンクリート ブロック 木造	178,800 155,300 178,800	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	
(8) 小児集中治療室施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	20㎡×小児集中治療室病床数		鉄筋コンクリート	253,500	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(9) 小児医療施設施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 1,300㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	病棟	鉄筋コンクリート ブロック	227,100 198,000	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
								診療棟	鉄筋コンクリート ブロック	253,500 221,600		
(10) 周産期医療施設施設整備事業	△	×	○	△	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 500㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 300㎡	病棟	鉄筋コンクリート	227,100	母胎・胎児集中管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
								診療棟	ブロック	198,000		
(11) 地域療育支援施設施設整備事業	△	×	○	○	0.50	—	130㎡×床数(10床を限度)	病棟	鉄筋コンクリート	227,100	地域療育支援施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
								診療棟	ブロック	198,000		
									鉄筋コンクリート ブロック	253,500 221,600		
(12) 共同利用施設施設整備事業	△	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床(50床を限度)×13.88(12.56)㎡	病棟	鉄筋コンクリート ブロック	227,100 198,000	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等	
								診療棟	鉄筋コンクリート	253,500		
									ブロック	221,600		

医療提供体制施設整備交付金概要（令和4年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	種目等	構造別	単価	対象経費
		独法	公立	公的	民間							
A 医療計画等の推進に関する事業	(13) 医療施設近代化施設整備事業	△	×	○	○	0.33	精神病棟	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (加算条件) 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (電子カルテ) 605千円×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度)	病院	鉄筋コンクリート	227,100	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築、改修に要する工事費等
							ブロック	198,000				
							結核病棟改修等整備事業	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(陰圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数	診療所(一般地区)	鉄筋コンクリート	170,100	
							承継に伴う診療所	次のいずれかの面積 (無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡		ブロック	147,900	
							改修等により療養病床を整備する診療所	3,965千円×整備後の療養病床の病床数		木造	170,100	
							療養病床療養環境改善事業	(機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 1㎡×療養病床数 (浴室) 浴室1か所当たり 11,590千円	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	182,300	
	介護老人保健施設及び診療所	(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病床数を限度)×4,095(4,913、2,047)千円 (併設診療所) 160㎡	ブロック	158,900								
	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	△	×	○	○	0.50	補強	(補強) 2,300㎡×44,100円 (Is値0.4未満) 2,300㎡×209,400円				基幹災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
							備蓄倉庫	160,203千円			備蓄倉庫整備に要する工事費等	
							非常用自家発電装置	149,535千円			非常用自家発電装置整備に要する工事費等	
							受水槽	137,802千円			受水槽整備に要する工事費等	
							研修部門	125,542千円			研修部門整備に要する工事費等	
							ヘリポート	147,183千円			ヘリポート整備に要する工事費等	
							給水設備	64,800千円			給水設備に要する工事費等	
	燃料タンク	29,883千円			非常用自家発電装置の燃料タンクの増設又は補強に要する工事費等							
	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	△	×	○	○	0.50	補強	(補強) 2,300㎡×44,100円 (Is値0.4未満) 2,300㎡×209,400円				地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
							備蓄倉庫	46,033千円			備蓄倉庫整備に要する工事費等	
							非常用自家発電装置	149,535千円			非常用自家発電装置整備に要する工事費等	
							受水槽	137,802千円			受水槽整備に要する工事費等	
							ヘリポート	79,442千円			ヘリポート整備に要する工事費等	
							給水設備	64,800千円			給水設備に要する工事費等	
燃料タンク							29,883千円			非常用自家発電装置の燃料タンクの増設又は補強に要する工事費等		

医療提供体制施設整備交付金概要（令和4年度）

事業分類	事業区分	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	種目等	構造別	単価	対象経費	
		独法	公立	公的	民間								
	(20) 治験施設施設整備事業	△	×	×	○	0.33	治験専門外来	100㎡	治療専門外来	鉄筋コンクリート	253,500	治験施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
							治験管理部門	75㎡		治療管理部門	ブロック		221,600
	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	△	×	○	○	0.33	非常用自家発電設備	149,535千円					非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費等
							受水槽	137,802千円					受水槽整備又は更新に必要な工事費等
給水設備							64,800千円				給水設備整備に必要な工事費等		
						燃料タンク	29,883千円				非常用自家発電設備の燃料タンクの増設又は補強等に必要な工事費等		
B 施設環境等の改善に関する事業	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	△	×	○	○	0.33		補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 34,773千円				土砂災害危険か所に所在する医療機関の新築、増改築に伴う補強、既存建物の補強及び防護壁の設置等に要する工事費等	
	(23) 医療施設等耐震整備事業	△	×	△	○	0.50	病院	(補強) 2,300㎡×44,100円 (Is値0.4未満二次救急医療施設) 2,300㎡×209,400円 (Is値0.3未満二次救急医療施設除く) 2,300㎡×209,400円				医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							看護師等養成所	(補強) 2,300㎡×33,700円 (Is値0.3未満) 2,300㎡×160,000円				医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
							地震防災対策特措法に基づく5箇年計画に定められた医療施設	2,300㎡×44,100円				耐震化を必要とする医療機関の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
	(25) アスベスト除去等整備事業	△	×	○	△	0.33	—	アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積×46,400円				アスベスト等の除去等に要する工事費等	
	(26) 医療機器管理室施設整備事業	△	×	×	○	0.33	—	80㎡		鉄筋コンクリート	253,500	医療機器管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	(27) 地球温暖化対策施設整備事業	△	×	○	○	0.33	—	96,686千円				地球温暖化対策に資する施設整備に要する工事費等	
	(31) 医療施設浸水対策事業	△	×	○	○	0.33	医療用設備の移設	42,200千円					医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に要する工事費等
							電源設備の移設	33,300千円				電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に要する工事費等	
							止水板の設置	400千円				止水板の設置に要する工事費等	
排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置							23,100千円				排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費等		
充者C 実の養 る等に 事業に 成療従 力すの 事業	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	△	×	○	○	0.50	—	80㎡		鉄筋コンクリート ブロック 木造	178,800 155,300 178,800	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

((13) 及び(17) に限り国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を含む。)

「民間」…上記以外の者

○…交付金事業者となり得る

△…交付金事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…交付金事業者となり得ない

※すべての事業区分について都道府県の負担は任意となっている。

医療提供体制推進事業費補助金概要（令和4年度）

事業分類	事業区分	事業者				補助率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
保 看 対 策 職 事 業 確	看護職員就業相談員派遣面接相談事業	×	×	×	○	定額	—	1か所あたり365千円	看護職員就業相談員派遣面接相談事業に必要な経費
施 医 設 整 備 事 業 制	地域療育支援施設設備整備事業	×	×	○	○	1/2	医療機器	3,300千円×病床数（10床が限度）	地域療育支援施設として必要な医療機器等の購入費
	共同利用施設設備整備事業（公的医療機関等による共同利用施設）	○	×	○	○	1/3	共同利用高額医療機器	222,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
	基幹災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	1/3	緊急車両	31,865千円 ※外部給電器購入で2,200千円加算	緊急車両購入費（携行式応急医療資器材、テント、発電機等設備、外部給電器を含む。）
	地域災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	1/3	緊急車両	31,865千円 ※外部給電器購入で2,200千円加算	緊急車両購入費（携行式応急医療資器材、テント、発電機等設備、外部給電器を含む。）
	医療施設等非常用通信設備整備事業	×	×	×	○	1/3	通信設備	741千円	災害時における通信手段の確保に要する通信設備購入費
	人工腎臓装置不足地域設備整備事業 ※関係医療機関へ別途意向調査を実施	○	×	○	○	1/3	人工腎臓装置	（多人数用）14,080千円 （単身用）7,150千円	人工腎臓装置の購入費
ト ア ス ベ ス 事 業	アスベスト除去等整備促進事業	○	○	○	○	定額	—	1棟当たり250千円	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…事業者となり得る

△…事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。

また、「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

医療施設運営費等補助金概要（令和4年度）

事業区分		補助事業者				国補助率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
へき地保健医療対策事業等	へき地診療所運営事業	○	○	○	○	2/3(独法・民間は1/3)	事務費	6,200千円+(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額)25千円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な経費
							研究費	65(130、195)千円	医学研究及び学会出席に必要な経費
							医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な経費
							伝送装置経費	(ファクシミリ) 37,290円×稼働月数(導入初年度は45,450円を加算) (静止画像等伝送装置)297,430円×稼働月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費
	へき地保健指導所運営事業	×	○	×	×	1/2	給与費	(職員基本給等)4,641千円 (寒冷地手当)国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な経費
保健指導事業費							342千円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な経費	
伝送装置経費							8,700円+2,390円×稼働月数(導入初年度は40,000円を加算)	伝送装置の維持運営に必要な経費	
へき地患者輸送車(艇),メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)運行支援事業	×	○	○	×	1/2	運行経費	患者輸送車1か所当たり 765,000円 患者輸送艇1か所当たり 1,289,000円 患者輸送航空機1回当たり 3,092,000円	へき地患者輸送車(艇),メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)の運行に必要な経費	
へき地診療所医師派遣強化事業	○	○	○	○	1/2	人件費 旅費	医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	へき地診療所医師派遣強化事業に必要な経費	
対災害医療事業	防災訓練等参加支援事業	○	○	○	○	定額	訓練参加費	厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な経費
専門医認定支援事業	専門研修プログラムの策定	○	○	○	○	1/2	給与費,旅費 委託費	1プログラム当たり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な経費
	医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等	○	○	○	○	1/2	給与費,旅費 委託費	3,561千円 (産科・小児科の場合 5,135千円)	指導医の派遣及び出張指導に必要な経費
	研修医療機関に対する指導医の派遣等	○	○	○	○	1/2	給与費 旅費	3,561千円 (産科・小児科の場合 5,135千円)	指導医の派遣及び出張指導に必要な経費
	へき地・離島等における総合診療研修	○	○	○	○	1/2	旅費	322千円(往復分)	へき地・離島等における総合診療研修に必要な経費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

△…(間接)補助事業者となり得る機関となり得ない機関がある

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「-」は間接補助となる場合がないことを示している。